

# 佐伯市雇用調整助成金等申請支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「助成金」という。)の申請費用を補助します。

## ▶補助内容

助成金の申請書類作成を社会保険労務士に依頼した際にかかる費用を補助します。

○雇用調整金の対象休業等期間:令和2年1月24日～令和2年9月30日

○緊急雇用安定助成金の対象休業等期間:令和2年2月28日～令和2年9月30日

1事業者あたり 上限20万円

(20万円に満たない場合はその額とし、端数が生じた場合は100円未満を切り捨てとします。)

## ▶補助対象者

助成金の支給決定を受けた事業主で、次のすべてを満たす方。

○市内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人

○助成金の申請書類作成等を社会保険労務士に依頼し、その費用を支払っていること。

○次のいずれにも該当しない方

・市税を完納していない方

・佐伯市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者

・国や県から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている方

## ▶申請期間及び申請方法

申請期間:令和2年7月1日～令和2年12月25日

申請方法:次の書類を市役所商工振興課にお持ちください。

○佐伯市雇用調整助成金等申請費用補助金請求書(様式1号)

○誓約書(様式2号)

○雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し

○社会保険労務士に支払った報酬等の領収書の写し

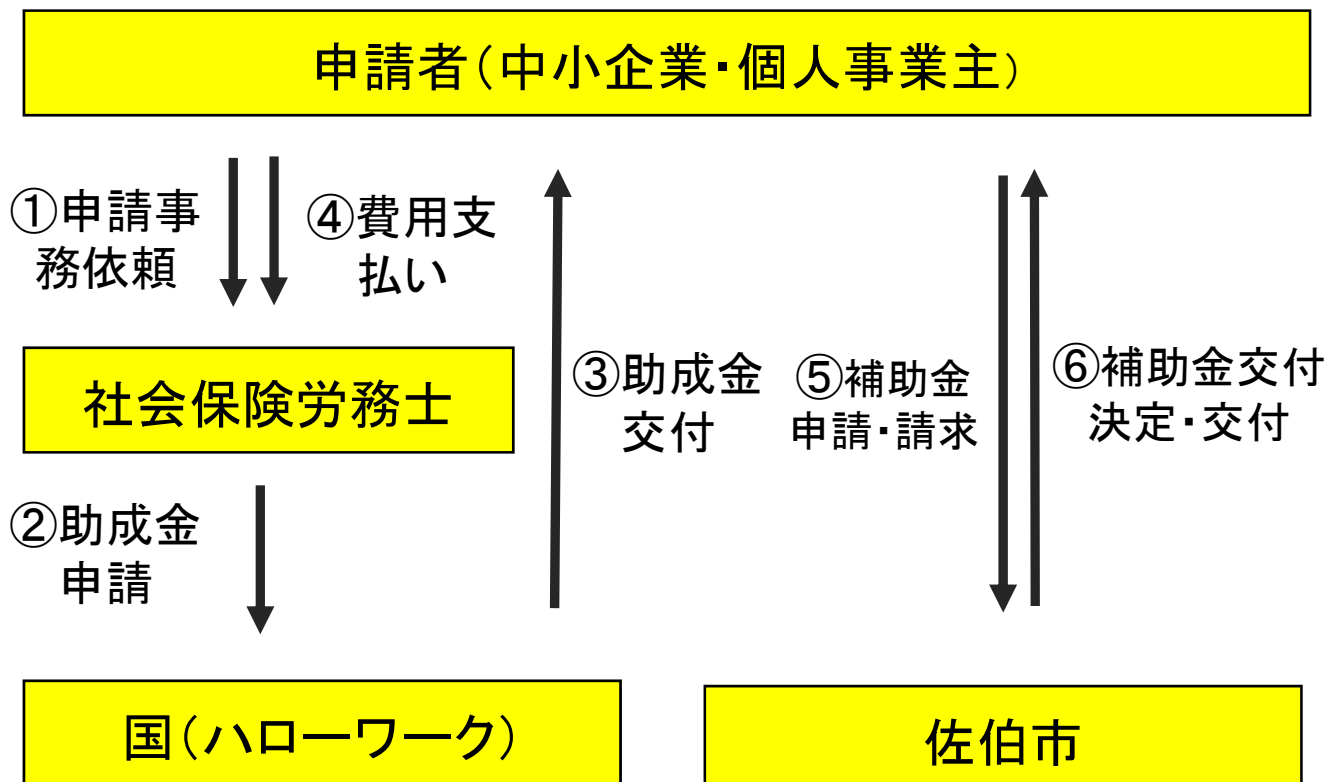
○補助金の振込先が確認できる通帳の写し

※様式1号と2号は、ホームページからダウンロードするか下記窓口でお受け取りください。

### 【お問合せ先】

佐伯市地域振興部商工振興課 電話0972-22-3943

## ▶申請の流れ



## ▶無料相談のご案内

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の無料相談を社会保険労務士がお受けします。相談の結果、助成金を申請されなくても費用はかかりません。制度に関することならなんでも結構です。お気軽にご相談ください。

## ▶相談期日

7月1日(水)、15(水)、8月5日(水)、19日いずれも佐伯商工会議所において、午後1時から午後4時まで行います。

## ▶予約方法

相談は、予約制です。希望される方は、佐伯商工会議所に電話で申し込んでください。予約は先着順で、定員になり次第以後の申し込みはお断りをさせていただきます。

### 【申し込み先】

佐伯商工会議所 電話0972-22-1550